

# 定 款

昭和62年12月04日作成  
昭和62年12月14日公証人認証  
昭和62年12月18日会社設立  
平成03年01月21日変更  
平成12年10月18日変更  
平成15年04月01日変更  
平成16年02月23日変更  
平成16年08月23日変更  
平成16年11月10日変更  
平成17年01月05日変更  
平成17年05月17日変更  
平成17年06月01日変更  
平成18年04月21日変更  
平成18年08月28日変更  
平成18年09月14日変更  
平成18年09月15日変更  
平成19年04月01日変更  
平成19年08月29日変更  
平成20年08月28日変更  
平成21年08月28日変更  
平成22年08月17日変更  
平成23年08月30日変更  
平成25年08月29日変更  
平成25年12月01日変更  
平成26年08月28日変更  
平成28年08月30日変更  
平成29年08月29日変更  
令和 3 年08月26日変更  
令和 4 年08月25日変更



**株式会社プロパスト**

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社プロパストと称し、英文では PROPERST CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理
- (2) 不動産の鑑定評価
- (3) 不動産の企画、設計、調査、測量
- (4) 信託受益権その他の有価証券の保有および管理
- (5) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (6) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介および管理
- (7) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業及び投資信託委託業
- (8) 不動産、有価証券その他金融資産に関する投資顧問業務
- (9) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
- (10) 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業
- (11) 建築物の設計、工事監理
- (12) 建築士事務所の経営
- (13) 造園、植栽およびその管理
- (14) インテリアの設計、施工
- (15) 旅行の斡旋業
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 金銭の貸付に関する業務
- (18) スポーツ施設、レジャー施設および浴場施設の経営ならびに各種イベントの企画、運営
- (19) 家庭用電機製品および寝具類の販売
- (20) 電話機の販売の斡旋
- (21) 飲食店の経営
- (22) 研修施設の経営
- (23) カルチャー教室の経営
- (24) 会報誌の出版業務
- (25) 損害保険の代理に関する業務
- (26) 生命保険の代理に関する業務
- (27) 学生会館の管理
- (28) ホテル、別荘地、旅館、飲食店等の管理および経営
- (29) 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、介護施設の企画、運営
- (30) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業および介護予防支援事業
- (31) 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、72,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条の 2 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 6 条の 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 6 条の 4 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 9 条 当社の株主の権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 株主総会は、東京都内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 16 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって取締役の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。

2 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

- 3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上



## 附 則

- 1 定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上